官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（経済産業五〇）　一
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則の一部を改正する省令（同五一）　七
○独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同五二）　一〇一
○海域の貯留層における貯留事業に係る貯留事業実施計画等に関する省令（経済産業・環境七）　一〇二
○経済産業省及び環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令（同八）　一一三
○特定二酸化炭素ガスに含まれる二酸化炭素の濃度の測定の方法を定める省令及び特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令を廃止する省令（環境一六）　一一三
〔規　則〕
○情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則（国家公安委一二）　一二三
〔法規的告示〕
○土砂災害防止対策基本指針を変更する件（国土交通六三六）　一四五
○特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十八条の十五第一項の規定に基づく指定海域の公示を廃止する告示（環境一六）　一五〇
〔その他告示〕
○令和八年における医療施設静態調査の調査の期日等を定める件（厚生労働二二三）　一五〇
○動態調査の調査票の様式の一部を改正する件（同二二四）　一六二
○令和八年における患者調査の調査の期日等を定める件（同二二五）　一七五
〔公　告〕
諸事項　一七五
裁判所
破産、免責、再生関係　一七五
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、税理士登録者関係　一七五
会社その他
会社決算公告　三一〇

省令

○経済産業省令第五十号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令（令和六年政令第二百五十一号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第七十六号）の全部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　貯留事業及び試掘
第一節　適用範囲（第二条）
第二節　貯留事業及び試掘の許可
第一款　特定区域の指定並びに特定区域における貯留事業及び試掘の許可（第三条―第十条）
第二款　特定区域以外の区域における貯留事業及び試掘の許可（第十一条）
第三款　貯留事業の許可を要しない二酸化炭素の貯蔵（第十二条）
第四款　許可貯留区域等の増減等（第十三条―第二十一条）
第三節　貯留権及び試掘権（第二十二条・第二十三条）
第四節　貯留事業及び試掘の実施等
第一款　貯留事業の実施（第二十四条―第五十一条）
第二款　貯留事業の廃止等（第五十二条―第六十四条）
第三款　試掘の実施等（第六十五条―第七十二条）
第五節　保安
第一款　貯留事業者等の義務等（第七十三条・第七十四条）
第二款　自主的な保安（第七十五条―第八十一条）
第三款　工事計画及び検査（第八十二条―第九十二条）
第三章　導管輸送事業
第一節　導管輸送事業の届出等（第九十三条―第百条）
第二節　保安
第一款　災害時の報告（第百一条）
第二款　自主的な保安（第百二条―第百五条）
第三款　工事計画及び検査（第百六条―第百十七条）
第三節　登録導管輸送工作物検査機関（第百十八条―第百二十七条）
第四章　貯留層の探査（第百二十八条―第百三十九条）
第五章　土地の使用及び収用（第百四十条―第百四十七条）
第六章　雑則（第百四十八条―第百五十条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（以下「法」という。）及び貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令（令和六年経済産業省令第七十四号）において使用する用語の例による。